

(参考資料1)

○第20回全国健康福祉祭いばらき大会の概要

選手の募集を行う種目を中心に記載したものであり、全国健康福祉祭全般の詳細については、別途大会実行委員会から送付される「開催要領」を参照願いたい。

1 会期 平成19年11月10日(土)～11月13日(火)

2 募集チーム数等

(1) スポーツ交流大会

種目	参加資格	募集チーム数等	参加費	募集方法
卓球	60歳以上	1チーム8人以内 (監督1、選手6[男3・女3]、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円	各道府県 ・政令指定 都市の推薦
テニス	同上	1チーム9人以内 (監督1、選手6[男4・女2]、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同上	同上
ソフトテニス	同上	1チーム9人以内 (監督1、選手6[男3・女3]、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同上	同上
ソフトボール	同上	1チーム15人以内 ※チームは男性で編成 (監督1、選手9、登録選手15以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同上	同上
ゲートボール	同上	1チーム9人以内 (監督1、選手5[女2～4]、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市：3チーム、都：6チーム	同上	同上
ペタンク	同上	1チーム4人以内 (監督1、選手3[女1以上]、登録選手4以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同上	同上
ゴルフ	同上	1チーム3人 (ハンディキャップ25以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円 (一般は別)	同上
マラソン	高齢者：60歳以上 一般：小学生5歳以上	高齢者の部 各道府県・政令指定都市：6人、都：12人 (3km・5km・10km 各2人、都は各4人) * 一般は別途定める	1人 1,000円 (一般は別)	同上 及び 一般は公募
弓道	60歳以上	1チーム8人以内 (監督1、選手5[女1以上]、交替選手2以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円	各道府県 ・政令指定 都市の推薦
剣道	同上	1チーム8人以内 (監督1、選手5、交替選手2以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同上	同上

* 茨城県の募集チーム数等は別途定める。

(2) ふれあいスポーツ交流大会

種目	参加資格	募集チーム数等	参加費	募集方法
グラウンドゴルフ	60歳以上	各道府県・政令指定都市：6人、都：12人	1人 1,000円	各道府県 ・政令指定 都市の推薦
オリエンテーリング	高齢者：60歳以上 一般：6歳以上	高齢者の部 1チーム3人 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム * 一般は別途定める	1人 1,000円 (一般は別)	同上 及び 一般は公募
なぎなた	60歳以上	1チーム5人以内 (監督1、選手3、登録選手4以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円	各道府県 ・政令指定 都市の推薦

* 茨城県の募集チーム数等は別途定める。

種 目	参加資格	募 集 チ ー ム 数 等	参加費	募集方法
太 極 拳	60歳以上	1チーム6～7人 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
ソフトテニス	同 上	1チーム9人以内 (監督1、選手8 [男女各3以上]、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
サ ッ カ ー	同 上	1チーム20人以内 (監督1、選手11、登録選手19以内)	同 上	同 上
水 泳	同 上	各道府県・政令指定都市： 8人 [男4・女4] 都：16人 [男8・女8]	1人 1,000円	同 上
ダンススポーツ	高齢：60歳以上 一般：制限なし	高齢者の部 1チーム9人以内：(監督1、スタンダード・ラテンの部各2組以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム * 一般は別途定める	1人 1,000円 (一般)	同 上 及 び 一般は公募
ターゲット・ バードゴルフ	60歳以上	各道府県・政令指定都市：4人、都：8人	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦

* 茨城県の募集チーム数等は別途定める。

(3) 福祉・生きがい関連イベント

種 目	参加資格	募 集 チ ー ム 数 等	参加費	募集方法
囲 碁	60歳以上	1チーム3人 (男2・女1) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
将 棋	同 上	1チーム3人 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
俳 句	高齢：60歳以上 一般：65歳未満 当日：制限なし	募集句：高齢者の部・一般の部 (全国公募) 当日句：当日参加者から募集 ※1人2句以内 (曜日) の投句	無 料	事前公募 及 び 当日募集
民 謡	60歳以上	各道府県・政令指定都市：1人、都：2人	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
オ セ 口	高齢：60歳以上 一般：制限なし	高齢者の部 1チーム3人 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム * 一般は別途定める	1人 1,000円 (一般)	同 上 及 び 一般は公募
健康マージャン	60歳以上	1チーム4人 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
美 術 展	60歳以上	・日本画の部 ・洋画の部 ・彫刻の部 ・工芸の部 ・書の部 ・写真の部 各道府県・政令指定都市：各部2点、都：各部4点	無 料	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦

* 茨城県の募集チーム数等は別途定める。

3 参加申込

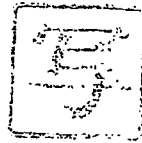
平成19年6月14日(木)から7月13日(金)の期間に、各都道府県・政令指定都市の所管部局を通じて大会実行委員会へ申し込むこと。(別途、開催要領で定める。)

* 俳句の募集句については、平成19年4月2日(月)から5月31日(木)までである。

4 参 考

60歳以上：昭和23(1948)年4月1日以前に生まれた人

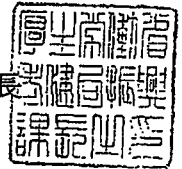
(参考資料 2)



老振発 第 1218001 号
平成18年12月18日

都道府県
各 全国健康福祉祭主管部(局)長 殿
指定都市

厚生労働省老健局振興課長



第20回全国健康福祉祭いばらき大会における「長寿社会・私の主張」等
コンクール作品募集について

全国健康福祉祭(ねんりんピック)の推進につきましては、平素より格別の御協力を
いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、第20回全国健康福祉祭いばらき大会における「長寿社会・私の主張」、「長寿
社会・小学生作文」及び「長寿社会・小学生の絵」コンクールの作品募集を別紙要綱の
とおり実施するため、関係機関へリーフレットを配布することといたしました。

つきましては、貴管内の関係機関への周知及びリーフレットの配布について、御協力
方よろしく願いいたします。

なお、リーフレットについては、別途、財団法人長寿社会開発センターから送付する
ことといたしておりますので申し添えます。

担 当 老健局振興課 主任調査員 室伏 学

生きがい係 小口未知時

電 話 03-5253-1111 (内線3935)

E-mail murofushi-manabu@mhlw.go.jp

「長寿社会・小学生作文」「長寿社会・小学生の絵」コンクール募集要綱

1. 趣 旨

近年、子どもたちとお年寄りの接する機会が少なくなっておりますが、子どもたちにとって、お年寄りの持つ豊富な知識・技能・経験を知ることは、とても大切なことです。

「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」は、長寿社会のあり方について、各世代の人々がともに考える機会を提供するとともに、健康づくりについての意識の啓発、スポーツレクリエーション活動の振興、高齢者の社会参加活動の促進を図るための全国的な祭典として開催されるものです。

本年は、平成19年11月10日（土）から13日（火）までの4日間、「さわやかな 長寿の風を 茨城に」をテーマに、第20回全国健康福祉祭いばらき大会（ねんりんピック茨城2007）を開催いたしますが、その一環として、小学生を対象に、お年寄りとの交流をテーマとした「長寿社会・小学生作文」「長寿社会・小学生の絵」を募集します。

2. 主 催

厚生労働省 茨城県 （財）長寿社会開発センター

3. 後 援

(株)共同通信社 （財）児童健全育成推進財団
(社福)全国社会福祉協議会 （財）全国老人クラブ連合会
(社福)テレビ朝日福祉文化事業団 （社）日本新聞協会
(社)日本図書館協会 （社）日本ペンクラブ

4. 協 賛

(財)フランスベッド・メディカルホームケア研究・助成財団

5. 募集要領

(1)「長寿社会・小学生作文」コンクール

- ①テーマ 「おじいちゃん おばあちゃん」
- ②内 容 祖父や祖母、曾祖父や曾祖母、あるいは近所のお年寄りとの交流を通じて学んだことや思ったことであって、小学生らしい視点を感じられる心とむ内容であるもの。表題は自由。(同居・別居等の条件はなく、また、過去の出来事や記憶に基づくものでも結構です。)
- ③資 格 平成19年4月(新学期)現在、小学1年生から6年生までの児童
- ④規 格 縦書き400字詰め原稿用紙3枚以内
(ワープロ原稿は20字×20行の縦書きとします。)
- ⑤記載事項 応募用紙に①表題、②氏名(フリガナ)、③生年月日、④年齢、⑤小学校名、⑥学年(新学期)、⑦自宅住所、⑧電話番号、⑨本コンクールを知ったきっかけを記載の上、作品に添付。(学校単位で取りまとめの上応募の際には、学校連絡先、ご担当者名を明記。)
- ⑥締め切り 平成19年4月30日(月)(当日消印有効)
- ⑦賞 厚生労働大臣賞 1編(副賞 図書カード 30,000円分)

茨城県知事賞	1編(副賞 図書カード 20,000円分)
(財)長寿社会開発センター理事長賞	1編(副賞 図書カード 20,000円分)
審査委員特別賞、佳作	若干

(2)「長寿社会・小学生の絵」コンクール

- ①テーマ 「おじいちゃん おばあちゃん」
- ②内容 祖父や祖母、曾祖父や曾祖母、あるいは近所のお年寄りがいきいきと活動している姿や、子どもと交流している姿など「おじいちゃん おばあちゃん」のテーマにふさわしい温かみを感じられるもの。表題は自由。(同居・別居等の条件はなく、また、過去の出来事や記憶に基づくものでも結構です。)
- ③資格 平成19年4月(新学期)現在、小学1年生から6年生までの児童
- ④規格 画用紙四つ切り(540mm×381mm)
- ⑤記載事項 画用紙の裏面に、①表題、②氏名(フリガナ)、③小学校名、④学年(新学期)、⑤生年月日、⑥年齢、⑦自宅住所、⑧電話番号、⑨本コンクールを知ったきっかけを記載の上、作品に貼付。(学校、塾等で取りまとめの上応募の際には、学校、塾等の連絡先、ご担当者名を明記。)
- ⑥締め切り 平成19年4月30日(月)(当日消印有効)
- ⑦賞
- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 厚生労働大臣賞 | 1編(副賞 図書カード 30,000円分) |
| 茨城県知事賞 | 1編(副賞 図書カード 20,000円分) |
| (財)長寿社会開発センター理事長賞 | 1編(副賞 図書カード 20,000円分) |
| 審査委員特別賞、佳作 | 若干 |

6. 審査委員

(1)「長寿社会・小学生作文」コンクール

- ・ 阿刀田 高(小説家・文化庁文化審議会会長)
- ・ 落合 恵子(作家・子どもの本の専門店クレヨンハウス代表)
- ・ 金平 輝子(元東京都副知事)
- ・ 原田 暁(社会保障問題評論家、元NHK解説委員)
- ・ 藤原 房子(ジャーナリスト)
- ・ 富澤 正夫((財)長寿社会開発センター専務理事)

(2)「長寿社会・小学生の絵」コンクール

- ・ 絹谷 幸二(日本芸術院会員、東京芸術大学教授)
- ・ 木島 俊介(共立女子大学教授)
- ・ 田沼 武能((社)日本写真家協会会長)
- ・ 茨城県在住美術専門家

7. 応募上の注意事項

- ① 応募作品は未発表のものに限ります。
- ② 応募は一人一編に限ります。
- ③ 入賞作品の全ての権利は、(財)長寿社会開発センターに帰属します。(作品の展示やポスター等での使用の他、当センターが認めた関係団体誌上等での使用があります。)
- ④ 応募作品(「長寿社会・小学生作文」)は返却いたしません。作品控えは各自でお持ち下さい。

「長寿社会・小学生の絵」に応募され、作品の返却を希望する方は、書きア

ドレスよりお申し込みください。(返却希望の場合は送料等をご負担いただきます。)

<http://www.nenrin.or.jp> (19年8月より受付予定。)

8. 入賞発表

発表は、平成19年7月下旬です。入賞者の方に直接通知いたします。また、下記ホームページ及び誌上に掲載する予定です。

- ・財団法人 長寿社会開発センターホームページ
- ・ねんりんピック茨城2007 ホームページ
- ・「月刊福祉」(社会福祉法人 全国社会福祉協議会発行)
- ・「全老連」(財団法人 全国老人クラブ連合会発行)
- ・「WAM」(独立行政法人 福祉医療機構発行)
- ・「ひょうひょう」(財団法人 長寿社会開発センター発行)

9. 表彰式

厚生労働大臣賞、茨城県知事賞、(財)長寿社会開発センター理事長賞の各受賞者に対して、ねんりんピック開催期間中の平成19年11月11日(日)、結城市民文化センター「アクロス」(茨城県結城市)において実施します。

なお、審査委員特別賞及び佳作については、ねんりんピック終了後、表彰状、副賞を送付します。

10. 入選作品集の作成

各入選作品は冊子にまとめた上、入賞者・関係者に送付します。

10.1. 作品の展示

「長寿社会・小学生の絵」については、入賞作品及び茨城県内応募作品のうち一次審査通過作品を、大会期間中(11月10日～13日)、「つくば国際会議場」(つくば市)において展示します。

10.2. 個人情報の取り扱い

応募作品に係る個人情報については、応募者本人の同意(応募者が未成年の場合はその保護者の同意)がある場合を除き、作品の審査、応募者との連絡、賞品等の発送及び作品の展示並びに入選作品に関する報道機関等への発表並びに作品集、全国健康福祉祭総合プログラム・公式記録集及び入賞者作品の当センターホームページ等への収載以外の目的で使用することはありません。

また、作品審査作業等において、事務を当センター以外の者に委託する場合には委託業務に必要な範囲内でそのものに提供することがあります。

10.3. 応募作品の送付先及びお問い合わせ先

〒105-8446 東京都港区虎ノ門3-8-21 虎ノ門33森ビル8階

財団法人 長寿社会開発センター「長寿社会・私の主張」等コンクール事務局

TEL 03-5470-6753 (企画振興部振興課)

○ 福祉用具及び住宅改修について

1. 福祉用具専門相談員指定講習について

- 福祉用具専門相談員指定講習については、平成18年4月1日より、事業所の所在地を管轄する都道府県において、事業所ごとに指定することとされました。当該事務移管に伴い、指定申請の手続き等については、当分の間、従来の国の定める指定要綱において実施することも可能とされておりますが、その手続き及び要件等を各都道府県の判断に委ねることとされた趣旨を踏まえると、国の定める政省令等に基づき、各都道府県が地域の実情に合わせた実施要綱を作成することが望ましいものと考えております。
- また、厚生労働省では、来年度当初に、今年度の事業者数、受講者数の把握、実施要綱に関する情報収集を予定しておりますので、その準備方よろしくをお願いします。

2. 住宅改修の適正な運用について

- 介護保険における住宅改修については、平成18年4月1日より、事前申請制度の導入を行ったところです。制度導入後は、従来の事後申請であれば対処が困難であった悪質な事業者による（保険給付として適当でない）住宅改修の防止や利用者の身体の状態からは適当ではない住宅改修の防止も可能となったところです。
- したがって、都道府県においては、「利用者保護」の観点から、引き続き、（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターにおけるリフォーム相談窓口の活用や利用者への幅広い情報提供を図るなど、その適切な対応をお願いします。

○ 離島等サービス確保対策事業について

本事業は、介護保険サービスの確保が困難な離島や山間等の過疎地域において、当該地域の特性に応じた施策を実施することにより、介護保険サービス提供体制の充実を図ることを目的として実施しているところである。

本事業は、離島等を対象として、事例としてお示ししている対策検討委員会の運営等に限らず、サービスの確保においては、さまざまな検討方法が考えられるので、本事業の対象と思われる事業案やご要望等があつて、判断に迷われる場合、積極的に当課までご相談いただき、離島等における介護サービス供給体制の確保にご活用願いたい。

対象地域（「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準」（平成11年3月31日厚生省告示99号））

- ・ 離島振興法第2条第1項の規程により指定された離島振興対策実施地域
- ・ 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島
- ・ 山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村
- ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項に規定する小笠原諸島
- ・ 沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島
- ・ 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域

住宅のバリアフリー改修促進税制の創設（所得税、固定資産税）

1. 高齢者等が安心して快適に自立した生活を送ることのできる環境の整備を促進し、高齢者等の居住の安定の早期確保を図るため、以下のバリアフリー改修工事を行った場合の特例措置を創設する。

i) 廊下の拡幅 ii) 階段の勾配の緩和 iii) 浴室改良 iv) 便所改良 v) 手すりの設置
vi) 屋内の段差の解消 vii) 引き戸への取替え工事 viii) 床表面の滑り止め化

○所得税

・平成19年4月1日から平成20年12月31日までの間に、一定の者^{※1}が自己の居住の用に供する家屋についてバリアフリー改修工事を含む増改築等工事を行った場合、現行の住宅リフォーム・ローン減税制度と、新設される以下の制度が選択できる。

【住宅のバリアフリー改修促進税制】

(ア) バリアフリー改修工事に係る借入金（200万円まで）：

年末残高の2%を5年間所得税額から控除

(イ) (ア) 以外の増改築等に係る借入金：

年末残高の1%を5年間所得税額から控除

(ただし、控除対象となる(ア)及び(イ)における借入金額の上限は合計1,000万円。)

※1 a) 50歳以上の者、b) 要介護又は要支援の認定を受けている者、c) 障害者、
d) b)若しくはc)に該当する者又は65歳以上の者のいずれかと同居している者

【現行の住宅リフォーム・ローン減税と住宅のバリアフリー改修促進税制の比較】

	住宅リフォーム・ローン減税		住宅のバリアフリー改修促進税制
控除率	1～6年目：1.0% 7～10年目：0.5%	1～10年目：0.6% 11～15年目：0.4%	2.0% (バリアフリー改修工事以外の部分は1.0%)
控除期間	10年間 ^{※2}	15年間 ^{※2}	5年間
ローンの限度額	19年居住：2,500万円 20年居住：2,000万円		200万円(バリアフリー改修工事相当分) 1,000万円(増改築等工事全体)
ローンの償還期間要件	10年以上		5年以上
工事費要件	100万円超		30万円超 (補助金等をもって充てる部分を除く)
死亡時一括償還	対象外		対象

※2 平成19年・20年については、三位一体改革による税源移譲に伴う住宅ローン減税の効果を確保するため、控除期間を10年間とする現行制度と控除期間を15年間とする特例措置との選択適用を可能とする措置が講じられている。

- ・現行の住宅リフォーム・ローン減税の対象となる増改築等の範囲に、上記 i)～viii)のバリアフリー改修工事を追加する。

